

吹田市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基

づき、また、障害者を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成

27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、本市

職員(教職員、非常勤職員及び臨時雇用員を含む。以下「職員」という。)

が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行う

に当たり、障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい

を含む。)その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。)を理由として、

障がい者(障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活

に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的

取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。こ

れに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

ごうりてきはいりよ ていきょう
(合理的配慮の提供)

だい じょう しょくいん ほうだい じょうだい こう きてい
第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行う
あたりに、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思
ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう
の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、
しょう けんりりえき しんがい とうがいしょう しゃ せいべつ
障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、
ねんれいおよ しょう じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう
年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要か
ごうりてき はいりよ い か ごうりてきはいりよ ていきょう
つ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない
い。これに当たり、職員は、別紙の留意事項に留意するものとする。

かんとくしゃ せきむ
(監督者の責務)

だい じょう しょくいん かちょうきゅういじょう もの しりつしょうがっこうおよ ちゅうがっこう
第4条 職員のうち、課長級以上の者(市立小学校及び中学校にあっては
こうちょう しりつほいくしょおよ ようちえん えんちょう しりつとしょかん かんちょう
校長、市立保育所及び幼稚園にあっては園長、市立図書館にあっては館長
い か かんとくしゃ ぜん じょう かか じこう かん しょう
とする。以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障がい
りゆう さべつ かいしょう すいしん つぎ かくごう かか じこう じっし
を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しな
ければならない。

- (1) にちじょう しつむ つう しどうとう しょう りゆう さべつ かいしょう
日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に
かん かんとく しょくいん ちゅうい かんき しょう りゆう さべつ
関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の
かいしょう かん にんしき ふか
解消に関する認識を深めさせること。
- (2) しょう しゃどう ふとう さべつてきとりあつか ごうりてきはいりよ ふていきょう たい そうだん
障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、

くじょう もうしでとう ばあい じんそく じょうきょう かくにん
苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

- (3) ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんとく しょくいん たい ごうりてき
合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的
はいりよ ていきょう てきせつ おこな しどう
配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

- 2 かんとくしゃ しょう りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい じんそく
監督者は、障がい理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速
てきせつ たいしょ
かつ適切に対処しなければならない。

しょくいん せきむ (職員の責務)

だい じょう しょくいん しょうりょう ぎょうむじょうおよ ふくむじょう ししん しょくむ すいこう
第5条 職員は、この要領を業務上及び服務上の指針とし、職務を遂行する
あ べっし さだ りゅういじこう りゅうい しょう しゃ たい ふとう
に当たり、別紙に定める留意事項に留意した上で、障がい者に対し、不当な
さべつてきとりあつか およ ごうりてきはいりよ ふていきょう
差別的取扱い及び合理的配慮の不提供をしてはならない。

ちようかいしょぶんとう (懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょう しゃ たい ふとう さべつてきとりあつか また かじゅう ふたん
第6条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担
がないにもかかわらずごうりてきはいりよ ふていきょう ばあい たいようとう
合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によって
しょくむじょう ぎ む いはん また しょくむ おこた ばあいとう がいとう ちようかいしょぶんとう
は、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等
に付されることがある。

そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

だい7じょう しょくいん しょう りゆう さべつ かん しょう しゃおよ
第7条 職員による、障がい理由とする差別に関する障がい者及びその

かぞくそ た かんけいしゃ い か しょう しゃとう そうだんとう てきかく たいおう
家族その他の関係者(以下「障がい者等」という。)からの相談等に的確に対応

するため、別表のとおり各部局に相談窓口を置くものとする。

2 障がい者等からの相談が当該事務事業を所管する室課にあったとき、又は

かんけいきかん も きそん そうだんまどぐち べっし りゅういじこう
関係機関若しくは既存の相談窓口にあったときは、それぞれ別紙の留意事項

に定める対応を行うものとする。

3 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

ほか、でんわ、ふあっくす、でんしめーる くわ え、しょう しゃ たにん
ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人と

こみゅにけーしょん を 図る 際 に 必要 となる 多様な 手段 を 可能な 範囲 で 用意 し

て対応するものとする。

4 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、福祉部障がい福祉室に集約し、

そうだんしゃ ぶらいぼしー はいりょ かんけいしゃかん じょうほうきょうゆう はか いご
相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の

そうだんとう かつよう
相談等において活用することとする。

5 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

だい じょう ほんし しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん はか
第8条 本市において、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、

しょくいん たい ひつよう けんしゅう けいはつ おこな
職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に

かん きほんてき じこう にかい について理解させるために、また、あら 新たに かんとくしゃ となつ
 た しょくいん たい に対しては、しょう 障がいを理由とする さいべつ 差別の かいしょうとう かん もと 解消等
 にかん して求められる
 やくわり にかい 役割について理解させるために、それぞれ、けんしゅう 研修を じっし 実施する。

3 ぜんこう ないよう かいすうとう しょうさい けんしゅうしょかんしつちよう さいだ 前項の内容、回数等の詳細は、研修所管室長が定める。

4 しょくいん たい しょう 障がいの とうせい 特性を にかい 理解させるとともに、しょう 障がい者に しゃ てきせつ 適切に
 たいおう 対応するために べっし 別紙の りゅういじこうとう 留意事項等により、いしき けいはつ 意識の ほか 啓発を図る。

ふ そく 附 則

この しょうりよう 要領は、へいせい 平成 28 年 4 月 1 日から しかう 施行する。

べつぴよう 別表

そうむぶそうむしつ 総務部総務室
ぎょうせいけいえいぶきかくざいせいしつ 行政経営部企画財政室
ぜいむぶぜいせいか 税務部税制課
しみんぶしみんそうむしつ 市民部市民総務室
としみりょくぶちいきけいざいしんこうしつ 都市魅力部地域経済振興室
じどうぶこそだ しえんか 児童部子育て支援課
ふくしぶふくしそうむか 福祉部福祉総務課
けんこういりょうぶちいきりょうすいしんしつ 健康医療部地域医療推進室

<small>かんきょうぶかんきょうせいさくしつ</small> 環境部環境政策室
<small>としけいかくぶとしけいかくしつ</small> 都市計画部都市計画室
<small>どぼくぶそうむこうつうしつ</small> 土木部総務交通室
<small>げすいどうぶげすいどうけいえいしつ</small> 下水道部下水道経営室
<small>かいけいしつ</small> 会計室
<small>しょうぼうほんぶそうむよぼうしつ</small> 消防本部総務予防室
<small>すいどうぶそうむしつ</small> 水道部総務室
<small>ぎかいじむきょく</small> 議会事務局
<small>きょういくいいんかいじむきょくがっこうきょういくぶきょういくそうむしつ</small> 教育委員会事務局学校教育部教育総務室
<small>きょういくいいんかいじむきょくちいきょういくぶしえんか</small> 教育委員会事務局地域教育部まなびの支援課
<small>せんきよかんりいいんかいじむきょく</small> 選挙管理委員会事務局
<small>こうへいいんかいじむきょく</small> 公平委員会事務局
<small>かんさいいんじむきょく</small> 監査委員事務局
<small>のうぎょういいんかいじむきょく</small> 農業委員会事務局
<small>こていしさんひょうかしんさいいんかいじむきょく</small> 固定資産評価審査委員会事務局